令和８年　業種別労働災害発生状況

（令和8年10月末速報値）

室蘭労働基準監督署

区分／業種別	令和8年 死亡 [ ]内は転倒災害	令和8年 休業 [ ]内は転倒災害	令和8年 合計 [ ]内は転倒災害	令和7年同期 死亡 [ ]内は転倒災害	令和7年同期 休業 [ ]内は転倒災害	令和7年同期 合計 [ ]内は転倒災害	対前年 増減数	対前年 増減率	業種割合	令和7年確定値 死亡	令和7年確定値 休業	令和7年確定値 合計
全産業合計		161〔52〕	161〔52〕	3	194〔62〕	197〔62〕	−36	−18.3	100.0	3	252	255
製造業		15〔2〕	15〔2〕	1	21〔6〕	22〔6〕	−7	−31.8	9.3	1	28	29
食料品		6〔1〕	6〔1〕		6〔2〕	6〔2〕			3.7		8	8
木材木製品		1〔1〕	1〔1〕		1	1			0.6		1	1
窯業・土石		1	1		1〔1〕	1〔1〕			0.6		1	1
鉄鋼業					6〔1〕	6〔1〕	−6	−100.0			7	7
金属・機械		2	2	1	1	2			1.2	1	2	3
輸送用機械		1	1		1	1			0.6		2	2
その他の製造業		4	4		5〔2〕	5〔2〕	−1	−20.0	2.5		7	7
鉱業・土石採取業		1	1		1	1			0.6		1	1
建設業		20〔3〕	20〔3〕		24〔1〕	24〔1〕	−4	−16.7	12.4		27	27
土木工事業		7	7		6	6	1	16.7	4.3		7	7
建築工事業		5〔2〕	5〔2〕		12〔1〕	12〔1〕	−7	−58.3	3.1		13	13
木造建築業		4	4		1	1	3	300.0	2.5		1	1
その他の建設業		4〔1〕	4〔1〕		5	5	−1	−20.0	2.5		6	6
道路貨物運送業		8〔2〕	8〔2〕		14〔1〕	14〔1〕	−6	−42.9	5.0		17	17
その他の運輸業		4〔4〕	4〔4〕		4〔3〕	4〔3〕			2.5		5	5
陸上貨物取扱業								−				
港湾運送業		2	2				2	−	1.2			
林業		1	1		1	1			0.6		1	1
漁業		2	2				2	−	1.2			
卸売・小売業		30〔16〕	30〔16〕	1	23〔8〕	24〔8〕	6	25.0	18.6	1	30	31
社会福祉施設		18〔8〕	18〔8〕		15〔9〕	15〔9〕	3	20.0	11.2		22	22
旅館業		7〔4〕	7〔4〕		9〔5〕	9〔5〕	−2	−22.2	4.3		12	12
清掃業		11〔3〕	11〔3〕		19〔12〕	19〔12〕	−8	−42.1	6.8		26	26
上記以外の事業		42〔10〕	42〔10〕	1	63〔17〕	64〔17〕	−22	−34.4	26.1	1	83	84

本統計は、労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計したもので、[ ]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。
本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

室蘭労働基準監督署

○建設工事追い込み期労働災害防止運動（令和8年10月１日～12月31日）

例年建設業の死傷労働災害は追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、死傷者の約3割がこの時期に発生しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒災害、火災災害の各防止対策を重点的に実施するため、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要領」により同運動を展開いたします。

また、**10月25日から10月31日**までを**「建設安全週間」**と定めております、この期間に「建設工事パトロール」の実施等に取り組みましょう。

本運動については右の二次元コードからリーフレット等をダウンロードできます。

建設工事追い込み期労働災害防止運動

○過労死等防止啓発月間

11月は**過労死等防止啓発月間**です。厚生労働省では本期間中に過労死等をなくすための「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催や「過重労働解消キャンペーン」などの取り組みを行っています。

詳細については、右の二次元コードよりご確認ください。

過労死等防止啓発月間

○北海道最低賃金は、令和8年10月１日から時間額1,131円に改訂されました。

日給や月給についても最低賃金が適用になります。支払っている金額を確認してください。

⇑⇑⇑⇑⇑⇑⇑⇑⇑⇑
室蘭労働基準監督署からのお知らせ

⇑⇑⇑⇑⇑⇑⇑⇑⇑⇑
石綿ポータルサイト

令和8年　死亡労働災害事例

番号	発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
該当なし						

令和7年　死亡労働災害事例

番号	発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	6時台	新聞販売業	交通事故	建設機械等	被災者は新聞配達作業に従事する労働者で、自身の乗用車で新聞配達中、顧客宅にて乗用車から降りたところ、坂の上から走行してきたタイヤショベルが路面凍結によりスリップし、停車しきれず乗用車に追突し、これに押される形で乗用車に轢かれ下敷きになり、さらに同方向からやってきた、スリップした別の乗用車に追突され、下敷きになったまま2mほど引きずられ死亡したもの。
2	2	8時台	警備業	墜落・転落	脚立	被災者は出勤し事務所内にて待機していたところ、清掃業者の作業員から地下1階の廊下の電球が切れていたと伝えられた。その後、午前8時に被災者の同僚が出勤したが被災者は事務所におらず、清掃業者から電球切れの件を被災者に伝えたと聴き、被災者が戻らなかったため確認に行ったところ、脚立のそばで額から血を流して床に倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが3日後に死亡が確認されたもの。
3	9	13時台	機械（精密機械を除く）器具製造業	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	被災者含む5名で、上下開閉式の蓋が付いている機械の修理業務を行っていた。被災者は1人修理作業を行い、他の4名は別の場所で作業を行っていた。被災者は電源を切らない状態で蓋の開閉範囲にいたところ、蓋が開き蓋と架設通路に挟まり負傷し翌日死亡したもの。

【第14次労働災害防止計画】　**【粉じん障害防止対策】**　**【職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等】**

【転倒予防・腰痛予防の取組】　**【外国人労働者の安全衛生対策】**　**【高年齢労働者の安全衛生対策】**

労働者死傷病報告等電子申請義務化

職場における受動喫煙防止対

北海道最低賃金
時間額1131円
令和8年10月１日効力発生